

秘密保持誓約書

[] (以下「甲」という。)は神栖済生会病院 (以下「乙」という。)に対し、病院情報総合システム更新事業に係る提案の実施 (以下単に「事業の実施」という。)に当たり、次のとおり秘密保持について誓約します。

(秘密情報の定義)

第1条 本誓約書において「秘密情報」とは、文書、口頭その他の方法によることを問わず、乙より開示され、又は将来開示される情報であって、乙が秘密として指定したものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

- (1) 乙から開示された時点で、既に公知となっていた情報
- (2) 乙から開示された後に、自らの責任によらず公知となった情報
- (3) 乙から開示された時点で、既に自ら保持していた情報
- (4) 乙から開示された後に、第三者から適法に取得した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請されたもの

(秘密情報の秘密保持)

第2条 甲は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、乙の書面による事前の同意なくして、第三者 (甲の役員及び従業員を除く。)に対し、秘密情報を開示し、及び漏えいしてはならず、事業の実施以外の目的で秘密情報を使用しないものとする。

(役員及び従業員の義務)

第3条 甲は、その役員及び従業員に対して、本誓約書に基づく守秘義務を遵守させるものとする。

(秘密情報の返還)

第4条 甲は、乙から請求があった場合には、秘密情報のうち返還可能な文書その他の情報媒体（その写しを含む。）について、速やかに返還するものとする。

(破棄)

第5条 甲は、本入札に応札後に不成立となった場合には、秘密情報をすべて破棄または返還するものとする。また、知り得た情報を第三者へ口外しないこと。

(損害賠償)

第6条 甲が本誓約書に違反した場合は、甲はその違反状態を改善する義務を負うとともに、これに起因して生じた乙の損害を賠償する。

(協議)

第7条 本誓約書に定めなき事項及び本誓約書の事項について解釈上の疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

令和 年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会

神栖済生会病院

金沢 義一 院長

甲： 住 所
法人名
代表者

印